

第 20 号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市手数料条例（平成12年 3 月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10の3) [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10の3) [略]</p> <p><u>(10の4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する</u></p>

(10の4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付 1枚につき 800円

(11)～(35) [略]

(36) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査手数料は、次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれに定める額とし、当該営業の許可の有効期間満了に際し引き続き営業の許可を受けようとする場合の許可の申請に対する審査手数料は、それぞれの額に75パーセントを乗じて得た額とする。

ア 飲食店営業

1件につき 1万6,000円

る省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付 1枚につき 500円

(10の5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付 1枚につき 800円

(11)～(35) [略]

(36) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査手数料は、次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれに定める額とし、継続営業の許可の申請に対する審査手数料は、それぞれの額に75パーセントを乗じて得た額とする。

ア 飲食店営業

1件につき 1万6,000円

イ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

1件につき 9,600円

ウ 食肉販売業

1件につき 9,600円

エ 魚介類販売業

1件につき 9,600円

オ 魚介類競り売り営業

1件につき 2万1,000円

カ 集乳業

1件につき 9,600円

キ 乳処理業

1件につき 2万1,000円

ク 特別牛乳搾取処理業

1件につき 2万1,000円

ケ 食肉処理業

1件につき 2万1,000円

コ 食品の放射線照射業

1件につき 2万1,000円

サ 菓子製造業

1件につき 1万4,000円

シ アイスクリーム類製造業

1件につき 1万4,000円

ス 乳製品製造業

1件につき 2万1,000円

セ 清涼飲料水製造業

イ 喫茶店営業

1件につき 9,600円

ウ 菓子製造業

1件につき 1万4,000円

エ あん類製造業

1件につき 1万4,000円

オ アイスクリーム類製造業

1件につき 1万4,000円

カ 乳処理業

1件につき 2万1,000円

キ 特別牛乳搾取処理業

1件につき 2万1,000円

ク 乳製品製造業

1件につき 2万1,000円

ケ 集乳業

1件につき 9,600円

コ 乳類販売業

1件につき 9,600円

サ 食肉処理業

1件につき 2万1,000円

シ 食肉販売業

1件につき 9,600円

ス 食肉製品製造業

1件につき 2万1,000円

セ 魚介類販売業

	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>ソ 食肉製品製造業</u>	
	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>タ 水産製品製造業</u>	
	<u>1 件につき 1 万6,000円</u>
<u>チ 氷雪製造業</u>	
	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>ツ 液卵製造業</u>	
	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>テ 食用油脂製造業</u>	
	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>ト みそ又はしょうゆ製造業</u>	
	<u>1 件につき 1 万6,000円</u>
<u>ナ 酒類製造業</u>	
	<u>1 件につき 1 万6,000円</u>
<u>ニ 豆腐製造業</u>	
	<u>1 件につき 1 万4,000円</u>
<u>ヌ 納豆製造業</u>	
	<u>1 件につき 1 万4,000円</u>
<u>ネ 麺類製造業</u>	
	<u>1 件につき 1 万4,000円</u>
<u>ノ そうざい製造業</u>	
	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>ハ 複合型そうざい製造業</u>	
	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>ヒ 冷凍食品製造業</u>	

	<u>1 件につき 9,600円</u>
<u>ソ 魚介類競り売営業</u>	
	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>タ 魚肉練り製品製造業</u>	
	<u>1 件につき 1 万6,000円</u>
<u>チ 食品の冷凍又は冷蔵業</u>	
	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>ツ 食品の放射線照射業</u>	
	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>テ 清涼飲料水製造業</u>	
	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>ト 乳酸菌飲料製造業</u>	
	<u>1 件につき 1 万4,000円</u>
<u>ナ 氷雪製造業</u>	
	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>ニ 氷雪販売業</u>	
	<u>1 件につき 1 万4,000円</u>
<u>ヌ 食用油脂製造業</u>	
	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>ネ マーガリン又はショートニング製造業</u>	
	<u>1 件につき 2 万1,000円</u>
<u>ノ みそ製造業</u>	
	<u>1 件につき 1 万6,000円</u>
<u>ハ しょう油製造業</u>	
	<u>1 件につき 1 万6,000円</u>
<u>ヒ ソース類製造業</u>	

1 件につき 2 万1,000円

フ 複合型冷凍食品製造業

1 件につき 2 万1,000円

へ 漬物製造業

1 件につき 1 万4,000円

ホ 密封包装食品製造業

1 件につき 2 万1,000円

マ 食品の小分け業

1 件につき 1 万4,000円

ミ 添加物製造業

1 件につき 2 万1,000円

(37) [略]

(37の2) 農林水産物及び食品の輸出  
の促進に関する法律（令和元年法  
律第57号）第15条第2項の規定に  
に基づく輸出証明書の発行の申  
請に対する審査

1 件につき 870円

(37の3) 農林水産物及び食品の輸出  
の促進に関する法律第17条第2  
項の規定に基づく施設の認定の  
申請に対する審査

ア 現地調査を要するもの

1 件につき 2 万900円

1 件につき 1 万6,000円

フ 酒類製造業

1 件につき 1 万6,000円

へ 豆腐製造業

1 件につき 1 万4,000円

ホ 納豆製造業

1 件につき 1 万4,000円

マ めん類製造業

1 件につき 1 万4,000円

ミ そうざい製造業

1 件につき 2 万1,000円

ム 缶詰又は瓶詰食品製造業

1 件につき 2 万1,000円

メ 添加物製造業

1 件につき 2 万1,000円

(37) [略]

イ 現地調査を要しないもの

1 件につき 1 万400円

(38)～(60の8) [略]

(60の9) 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第13項の規定に基づく同条第1項の規定により承認された事項の一部を変更しようとするときの承認の申請に対する審査

1 品目につき 90円

(61)～(94) [略]

(95) 建築基準法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査（第98号に規定する検査を除く。）

ア [略]

イ 建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項の適用を受けるものである場合においては，1件につき，同項に規定する非住宅部分（以下第98号及び第132号の14の3から第132号の18までの規定において「非住宅部分」という。）の床面積（（ア）から（ウ）までに掲げる場合にあつ

(38)～(60の8) [略]

(60の9) 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第9項の規定に基づく同条第1項の規定により承認された事項の一部を変更しようとするときの承認の申請に対する審査

1 品目につき 90円

(61)～(94) [略]

(95) 建築基準法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査（第98号に規定する検査を除く。）

ア [略]

イ 建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項の適用を受けるものである場合においては，1件につき，同項に規定する非住宅部分（以下第98号及び第132号の14の3から第132号の18までの規定において「非住宅部分」という。）の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メ

ては、それぞれ（ア）から（ウ）までに掲げる床面積。第98号において同じ。）の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては1万7,000円，1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては2万8,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては8万5,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては13万4,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万9,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては21万1,000円，5万平方メートル以上のものにあつては29万6,000円をアに掲げる額に加算する。

（ア） 当該建築物について一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号から第132号

メートル未満のものにあつては8万5,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては13万4,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万9,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては21万1,000円，5万平方メートル以上のものにあつては29万6,000円をアに掲げる額に加算する。

の18の3までにおいて「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。第132号の14の3において同じ。）に係る計算を要しない既存部分がある場合 当該既存部分の床面積を除いた床面積

(イ) 都市の低炭素化の促進

に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第55条第1項の規定に基づく変更の認定を受け、かつ、同条第2項の規定において準用する低炭素化促進法第54条第8項の規定により建築物省エネルギー法第12条第3項の規定による通知書の交付を受けたものとみなした場合 当該変更に係る部分の床面積（低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下「誘導基準」という。）に適合するか

どうかの判断のための計算の方法を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。)

(ウ) 建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく変更の認定を受け、かつ、同条第2項の規定において準用する建築物省エネルギー法第12条第3項の規定による通知書の交付を受けたものとみなした場合 当該変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。)

(96), (97) [略]

(98) 建築基準法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査のうち同法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの

ア [略]

(96), (97) [略]

(98) 建築基準法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査のうち同法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの

ア [略]

イ 建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項の適用を受けるものである場合においては、1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては1万7,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては2万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては8万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては13万4,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万9,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては21万1,000円、5万平方メートル以上のものにあつては29万6,000円をアに掲げる額に加算する。

(99)～(117) [略]

(117の2) 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく都市再生特別地区内における建築物の容積率若しくは建蔽率，建築物の建

イ 建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項の適用を受けるものである場合においては、1件につき、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては8万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては13万4,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万9,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては21万1,000円、5万平方メートル以上のものにあつては29万6,000円をアに掲げる額に加算する。

(99)～(117) [略]

建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）若しくは建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可又は同条第2項ただし書の規定に基づく都市再生特別地区内における同条第1項第3号に該当する建築物に係る壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

1件につき 16万円

(117の3) 建築基準法第60条の2の

2第1項第2号の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可、同条第2項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における同条第1項第2号に該当する建築物に係る壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第3項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

1件につき 16万円

(117の4) 建築基準法第60条の3第

1項第3号の規定に基づく特定用

途誘導地区内における建築物の容積率若しくは建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第2項ただし書に規定する特定用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

1件につき 16万円

(117の5) 建築基準法第67条第3項

第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可、同条第5項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第9項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の防災都市計画施設に係る間口率若しくは建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

1件につき 16万円

(118)～(132の2の4) [略]

(132の3) 高齢者、障害者等の移動等

(118)～(132の2の4) [略]

(132の3) 高齢者、障害者等の移動等

の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定に基づく申出に係る計画の通知に対する審査

1件につき、アからエまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円、5万平方メートルを超えるものにあつては80万円

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部

の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定に基づく申出に係る計画の通知に対する審査

ア 1件につき、（ア）から（エ）までに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円、5万平方メートルを超えるものにあつては80万円

分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）

当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(ア) 建築物を建築する場合

（（イ）に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

(イ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

(ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（（エ）に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(エ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

イ 建築物の計画が建築基準法第

20条第1項第2号又は第3号に定める基準（同項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で，同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査を必要とする場合においては，構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより行われたものであって1の建築物につき（ア）及び（イ）に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあつては12万1,000円を，1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては14万4,000円を，2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては15万9,000円を，1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては20万1,000円を，5万平方メートルを超えるものにあつては33万9,000円を，構造計

算が同項第2号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたものであって1の建築物につき(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあっては17万5,000円を, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあっては22万6,000円を, 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては26万円を, 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあっては34万円を, 5万平方メートルを超えるものにあっては62万円をアに掲げる額に加算する。

(ア) 建築物を建築する場合

(大規模の修繕若しくは大規模の様替をし, 又は確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合を含む。)

当該構造計算が適合するかどうかの審査に係る部分の床面積

(イ) 1の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法

(132の4), (132の4の2) [略]

(132の5) 長期優良住宅普及促進法

第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)  
の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査

1件につき, 認定申請建築物の  
アからウまでに掲げる算定に基づく  
床面積の合計が30平方メートル  
以内のものにあつては1万9,000  
円, 30平方メートルを超え100平方  
メートル以内のものにあつては3  
万1,000円, 100平方メートルを超  
え200平方メートル以内のものに  
あつては4万7,000円, 200平方メ  
ートルを超え500平方メートル以  
内のものにあつては6万円, 500平  
方メートルを超え1,000平方メ  
ートル以内のものにあつては9万  
円, 1,000平方メートルを超え  
2,000平方メートル以内のものに  
あつては12万円, 2,000平方メ  
ートルを超え1万平方メートル以内の  
ものにあつては28万円, 1万平方  
メートルを超え5万平方メートル

により他の部分と構造的に分  
離されている場合 それぞれ  
の部分ごとの床面積

(132の4), (132の4の2) [略]

(132の5) 長期優良住宅普及促進法

第6条第2項(同法第8条第2項  
において準用する場合を含む。)  
の規定に基づく申出に係る長期優  
良住宅建築等計画に対する審査

ア 1件につき, 認定申請建築物  
の(ア)から(ウ)までに掲げ  
る算定に基づく床面積の合計が  
30平方メートル以内のものにあ  
つては1万9,000円, 30平方メ  
ートルを超え100平方メートル以  
内のものにあつては3万1,000  
円, 100平方メートルを超え200  
平方メートル以内のものにあつ  
ては4万7,000円, 200平方メ  
ートルを超え500平方メートル以  
内のものにあつては6万円, 500  
平方メートルを超え1,000平方  
メートル以内のものにあつては  
9万円, 1,000平方メートルを超  
え2,000平方メートル以内のも  
のにあつては12万円, 2,000平方  
メートルを超え1万平方メ  
ートル以内のものにあつては28万

以内のものにあつては44万円，5万平方メートルを超えるものにあつては80万円（認定申請建築物が共同住宅等である場合にあつては，これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る認定申請住戸の数で除して得た額）

ア 認定申請建築物を建築する場合（イに掲げる場合を除く。）

当該建築に係る部分の床面積  
イ 建築基準法第6条第1項の確認を受けた認定申請建築物の長期優良住宅建築等計画の変更（同項の確認に係る部分に限る。）をして認定申請建築物を建築する場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては，当該増加する部分の床面積）

ウ 認定申請建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

円，1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円，5万平方メートルを超えるものにあつては80万円（認定申請建築物が共同住宅等である場合にあつては，これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る認定申請住戸の数で除して得た額）

（ア） 認定申請建築物を建築する場合（（イ）に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

（イ） 建築基準法第6条第1項の確認を受けた認定申請建築物の長期優良住宅建築等計画の変更（同項の確認に係る部分に限る。）をして認定申請建築物を建築する場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては，当該増加する部分の床面積）

（ウ） 認定申請建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積

の2分の1

イ 認定申請建築物の計画が建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に定める基準（同項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査を必要とする場合においては、構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより行われたものであって1の認定申請建築物につき（ア）及び（イ）に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあっては12万1,000円を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあっては14万4,000円を、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては15万9,000円を、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあって

は20万1,000円を, 5万平方メートルを超えるものにあつては33万9,000円を, 構造計算が同項第2号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたものであつて1の認定申請建築物につき(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあつては17万5,000円を, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては22万6,000円を, 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては26万円を, 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては34万円を, 5万平方メートルを超えるものにあつては62万円(認定申請建築物が共同住宅等である場合にあつては, これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る認定申請住戸の数で除して得た額)をアに掲げる額に加算する。

(ア) 認定申請建築物を建築する場合(大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし, 又は

確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合を含む。）当該構造計算が適合するかどうかの審査に係る部分の床面積

(イ) 1の認定申請建築物がエキспанションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合それぞれの部分ごとの床面積

(132の6)～(132の10) [略]

(132の11) 低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（一戸建ての住宅又は共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等（低炭素化促進法第53条に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。以下第132号の14までにおいて同じ。）に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準

(132の6)～(132の10) [略]

(132の11) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（一戸建ての住宅又は共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等（低炭素化促進法第53条に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。以下第132号の14までにおいて同じ。）に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準

に適合することを証する書面が添付されていない場合

1 件につき、一戸建ての住宅の新築等に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては3万9,000円、200平方メートル以上のものにあつては4万4,000円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等に係る部分の床面積（基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅の共用部分（同項第1号の共用部分をいう。以下この号から第132号の18までにおいて同じ。）の床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計が300平方メートル未満のものにあつては7万6,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては12万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては22万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつ

に適合することを証する書面が添付されていない場合

1 件につき、一戸建ての住宅の新築等に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては3万9,000円、200平方メートル以上のものにあつては4万4,000円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等に係る部分の床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号から第132号の18の3までにおいて「基準省令」という。）第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅の共用部分（同項第1号の共用部分をいう。以下この号から第132号の18までにおいて同じ。）の床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計が300平方メートル未満のものにあつては7万6,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつ

ては31万2,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては60万6,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては104万7,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては192万5,000円

イ [略]

(132の12) 低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（一戸建ての住宅及び共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅以外の建築物（以下第132号の14までにおいて「非住宅建築物」という。）に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付さ

ては12万8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては22万5,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては31万2,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては60万6,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては104万7,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては192万5,000円

イ [略]

(132の12) 低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（一戸建ての住宅及び共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅以外の建築物（以下第132号の14までにおいて「非住宅建築物」という。）に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付さ

れていない場合

(ア) 誘導基準 (非住宅建築物に係る判断の基準に関する部分に限る。)による場合((イ)に掲げる場合を除く。)

1件につき、非住宅建築物の新築等に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては24万円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては30万2,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては39万円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては69万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万5,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万7,000円、5万平方メートル以上のものにあつては118万9,000円

れていない場合

(ア) 低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準(以下「誘導基準」という。)(非住宅建築物に係る判断の基準に関する部分に限る。)による場合((イ)に掲げる場合を除く。)

1件につき、非住宅建築物の新築等に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては24万円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては39万円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては69万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万5,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては118万9,000円

(イ) 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物及び基準省令第10条第1号イ(2)に規定する年間熱負荷モデル建築物を用いて計算する場合

1件につき、非住宅建築物の新築等に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万5,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては12万2,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては16万円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万6,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては34万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万7,000円、2万5,000平方メートル以上

あつては93万7,000円、5万平方メートル以上のものにあつては118万9,000円

(イ) 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物及び基準省令第10条第1号イ(2)に規定する年間熱負荷モデル建築物を用いて計算する場合

1件につき、非住宅建築物の新築等に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万5,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては16万円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万6,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては34万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万7,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては48万4,000円、5万平方メートル以

5 万平方メートル未満のもの  
にあつては48万4,000円, 5 万  
平方メートル以上のものにあ  
つては64万6,000円

イ 申請に係る低炭素建築物新築  
等計画が低炭素化促進法第54条  
第1項各号に掲げる基準に適合  
することを証する書面が添付さ  
れている場合

1 件につき非住宅建築物の新  
築等に係る部分の床面積の合計  
が300平方メートル未満のもの  
にあつては1万2,000円, 300平  
方メートル以上1,000平方メー  
トル未満のものにあつては2万  
2,000円, 1,000平方メートル以  
上2,000平方メートル未満のも  
のにあつては3万5,000円,  
2,000平方メートル以上5,000平  
方メートル未満のものにあつて  
は10万3,000円, 5,000平方メー  
トル以上1万平方メートル未満  
のものにあつては15万1,000円,  
1万平方メートル以上2万  
5,000平方メートル未満のもの  
にあつては19万8,000円, 2万  
5,000平方メートル以上5万平  
方メートル未満のものにあつて

上のものにあつては64万  
6,000円

イ 申請に係る低炭素建築物新築  
等計画が低炭素化促進法第54条  
第1項各号に掲げる基準に適合  
することを証する書面が添付さ  
れている場合

1 件につき非住宅建築物の新  
築等に係る部分の床面積の合計  
が300平方メートル未満のもの  
にあつては1万2,000円, 300平  
方メートル以上2,000平方メー  
トル未満のものにあつては3万  
5,000円, 2,000平方メートル以  
上5,000平方メートル未満のも  
のにあつては10万3,000円,  
5,000平方メートル以上1万平  
方メートル未満のものにあつて  
は15万1,000円, 1万平方メー  
トル以上2万5,000平方メートル  
未満のものにあつては19万  
8,000円, 2万5,000平方メー  
トル以上5万平方メートル未満の  
ものにあつては23万9,000円, 5  
万平方メートル以上のものにあ  
つては35万2,000円

は23万9,000円,5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

(132の12の2) [略]

(132の13) 低炭素化促進法第54条第

2項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に係る低炭素建築物新築等計画に対する審査

1件につき,申出があつた建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅,長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅並びにこれらのもの以外の建築物の全てを含む。以下この号において「申出低炭素建築物」という。)のアからウまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円,30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円,100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円,200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円,500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円,1,000平方メートルを超え2,000平方メートル

(132の12の2) [略]

(132の13) 低炭素化促進法第54条第

2項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に係る低炭素建築物新築等計画に対する審査

ア 1件につき,申出があつた建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅,長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅並びにこれらのもの以外の建築物の全てを含む。以下この号において「申出低炭素建築物」という。)の(ア)から(ウ)までに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円,30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円,100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円,200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円,500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9

以内のものにあつては12万円，  
2,000平方メートルを超え1万平方  
メートル以内のものにあつては28  
万円，1万平方メートルを超え5万  
平方メートル以内のものにあつて  
は44万円，5万平方メートルを超え  
るものにあつては80万円

ア 申出低炭素建築物について新  
築等する場合(イに掲げる場合を  
除く。) 当該新築等に係る部分  
の床面積

イ 建築基準法第6条第1項の確  
認を受けた申出低炭素建築物の  
低炭素建築物新築等計画の変更  
(同項の確認に係る部分に限  
る。)をして申出低炭素建築物に  
ついて新築等をする場合 当該  
低炭素建築物新築等計画の変更  
に係る部分の床面積の2分の1  
(床面積の増加する部分にあつ  
ては，当該増加する部分の床面  
積)

ウ 申出低炭素建築物の大規模の  
修繕又は大規模の模様替をする  
場合 当該修繕又は模様替に係  
る部分の床面積の2分の1

万円，1,000平方メートルを超え  
2,000平方メートル以内のものに  
あつては12万円，2,000平方メー  
トルを超え1万平方メートル以  
内のものにあつては28万円，1万  
平方メートルを超え5万平方メ  
ートル以内のものにあつては44  
万円，5万平方メートルを超える  
ものにあつては80万円

(ア) 申出低炭素建築物につい  
て新築等する場合((イ)に掲  
げる場合を除く。) 当該新築  
等に係る部分の床面積

(イ) 建築基準法第6条第1項  
の確認を受けた申出低炭素建  
築物の低炭素建築物新築等計  
画の変更(同項の確認に係る  
部分に限る。)をして申出低炭  
素建築物について新築等をする  
場合 当該低炭素建築物新  
築等計画の変更に係る部分の  
床面積の2分の1(床面積の  
増加する部分にあつては，当  
該増加する部分の床面積)

(ウ) 申出低炭素建築物の大規  
模の修繕又は大規模の模様替  
をする場合 当該修繕又は模  
様替に係る部分の床面積の2

分の1

イ 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に定める基準（同項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査を必要とする場合においては、構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより行われたものであって1の申出低炭素建築物につき（ア）及び（イ）に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあっては12万1,000円を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあっては14万4,000円を、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては15万9,000円を、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあって

は20万1,000円を, 5万平方メートルを超えるものにあつては33万9,000円を, 構造計算が同項第2号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたものであつて1の申出低炭素建築物につき(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあつては17万5,000円を, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては22万6,000円を, 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては26万円を, 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては34万円を, 5万平方メートルを超えるものにあつては62万円をアに掲げる額に加算する。

(ア) 申出低炭素建築物について新築等をする場合(大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし, 又は確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合を含む。) 当該構造計算が適合するかどうかの審査に係る部分の床面積

(132の14), (132の14の2) [略]

(132の14の3) 建築物省エネルギー法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号及び次号において「確保計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号及び次号において「適合性判定」という。）に対する審査

ア イに掲げる場合以外の場合

(ア) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合

a bに掲げる場合以外の場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円、300平方メートル以上1,000平方メ

(イ) 1の申出低炭素建築物が  
エキスパンションジョイント  
その他の相互に応力を伝えな  
い構造方法により他の部分と  
構造的に分離されている場合  
それぞれの部分ごとの床面  
積

(132の14), (132の14の2) [略]

(132の14の3) 建築物省エネルギー法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号及び次号において「確保計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号及び次号において「適合性判定」という。）に対する審査

ア イに掲げる場合以外の場合

(ア) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円、2,000平方メートル以上

一トル未満のものにあつては30万円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万5,000円、5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

b 工場、倉庫、その他これらに類する用途に供する建築物（以下この号において「工場等」という。）の場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては2万6,000円、300平方メートル以上1,000平方メ

5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万5,000円、5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

一トル未満のものにあっては3万7,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては5万1,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては12万5,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては17万5,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては22万4,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては27万円, 5万平方メートル以上のものにあっては39万円

(イ) 基準省令第1条第1項第1号口に規定する基準による場合

a bに掲げる場合以外の場合

1件につき, 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては9万3,000円, 300平方

(イ) 基準省令第1条第1項第1号口に規定する基準による場合

1件につき, 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては9万3,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては15万8,000

メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては11万9,000円，1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては15万8,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万4,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては33万9,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万5,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては48万2,000円，5万平方メートル以上のものにあつては64万4,000円

b 工場等の場合

1件につき，非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては2万2,000円，300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては3万2,000円，1,000平方

円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万4,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては33万9,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万5,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては48万2,000円，5万平方メートル以上のものにあつては64万4,000円

メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては4万6,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては11万8,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては16万8,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては21万6,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては26万円, 5万平方メートル以上のものにあっては37万9,000円

(ウ) 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する方法による場合

a 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合

非住宅部分の床面積(当該建築物について一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは, 当該既存部分の床面

(ウ) 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する方法による場合

a 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合

(同号の非住宅建築物に係る増築又は改築(以下この号及び第132号の18において「増築等」という。))であって, 当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次

積を除く。b及びcにおいて同じ。）の合計に応じた  
(ア)の額

b 基準省令第1条第1項第  
1号ロに規定する基準によ  
る場合

非住宅部分の床面積の合  
計に応じた(イ)の額

c a及びbに掲げる場合以

エネルギー消費量(基準省  
令第1条第1項第1号イの  
一次エネルギー消費量をい  
う。この号及び第132号の18  
において同じ。)を基準一次  
エネルギー消費量(同イの  
基準一次エネルギー消費量  
をいう。この号及び第132号  
の18において同じ。)で除し  
て得た数値が1.2以上であ  
る場合に限る。)

当該増築等の非住宅部分  
の床面積の合計に応じた  
(ア)の額

b 基準省令第1条第1項第  
1号ロに規定する基準によ  
る場合(同号の非住宅建築  
物に係る増築等であって、  
当該増築等の部分以外の非  
住宅部分の一次エネルギー  
消費量を基準一次エネルギ  
ー消費量で除して得た数値  
が1.2以上である場合に限  
る。)

当該増築等の非住宅部分  
の床面積の合計に応じた  
(イ)の額

c a及びbに掲げる場合以

外の場合

非住宅部分の床面積の合計に応じた（ア）の額

イ 建築物省エネルギー法第34条第3項に規定する他の建築物に係る審査を行う場合（確保計画に係る評価方法と建築物省エネルギー法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が同一である場合に限る。）

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては2万2,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円、2万5,000平方メートル以上

外の場合

非住宅部分の床面積の合計に応じた（ア）の額

イ 建築物省エネルギー法第29条第3項に規定する他の建築物に係る審査を行う場合（確保計画に係る評価方法と建築物省エネルギー法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が同一である場合に限る。）

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万9,000円、5万平方メートル以上

ル以上5万平方メートル未満のものにあっては23万9,000円、5万平方メートル以上のものにあっては35万2,000円

(132の14の4) [略]

(132の15) 建築物省エネルギー法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号及び次号において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a 基準省令第10条第1号に規定する基準による場合（bに掲げる場合を除く。）

1件（建築物省エネルギー法第34条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごと

のものにあっては35万2,000円

(132の14の4) [略]

(132の15) 建築物省エネルギー法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号及び次号において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第30条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a 基準省令第10条第1号に規定する基準による場合（bに掲げる場合を除く。）

1件（建築物省エネルギー法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごと

に1件とする。以下この号において同じ。)につき, 認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては30万円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万5,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

- b 基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定す

に1件とする。以下この号において同じ。)につき, 認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万5,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

- b 基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定す

る基準による場合

1件につき，認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万3,000円，300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては11万9,000円，1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては15万8,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万4,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては33万9,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万5,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては48万2,000円，5万平方メートル以上のものにあつては64万4,000円

(イ) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第35

る基準による場合

1件につき，認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万3,000円，300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては15万8,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万4,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては33万9,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万5,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては48万2,000円，5万平方メートル以上のものにあつては64万4,000円

(イ) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第30

条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては2万2,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万9,000円、5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

イ 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項に規

条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万9,000円、5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

イ 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項に規

定する住宅部分（以下この号及び第132号の18において「住宅部分」という。）のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

1件につき、一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては3万7,000円、200平方メートル以上のものにあつては4万2,000円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積（基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。

(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル未満のものにあつては7万4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつ

定する住宅部分（以下この号及び第132号の18において「住宅部分」という。）のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第30条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

1件につき、一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては3万7,000円、200平方メートル以上のものにあつては4万2,000円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積（基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。

(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル未満のものにあつては7万4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつ

ては12万6,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては22万2,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては31万円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては60万4,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては104万5,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては192万3,000円

(イ) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき, 一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては6,900円, 200平方メートル以上のものにあつては7,400円, 共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積の

ては12万6,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては22万2,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては31万円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては60万4,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては104万5,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては192万3,000円

(イ) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第30条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき, 一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては6,900円, 200平方メートル以上のものにあつては7,400円, 共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積の

合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては2万8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては6万6,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては10万3,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万5,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万4,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては36万8,000円

ウ [略]

(132の16) 建築物省エネルギー法第35条第2項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に対する審査

1件につき, 申出があつた建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅並びにこれらのもの以外の

合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては2万8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては6万6,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては10万3,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万5,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万4,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては36万8,000円

ウ [略]

(132の16) 建築物省エネルギー法第30条第2項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に対する審査

1件につき, 申出があつた建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅並びにこれら

建築物の全てを含む。以下この号  
において「申出省エネルギー建築  
物」という。）のアからウまでに掲  
げる算定に基づく床面積の合計が  
30平方メートル以内のものにあっ  
ては1万9,000円, 30平方メートル  
を超え100平方メートル以内のも  
のには3万1,000円, 100平方  
メートルを超え200平方メー  
トル以内のものにあっては4万  
7,000円, 200平方メートルを超え  
500平方メートル以内のものにあ  
っては6万円, 500平方メートルを  
超え1,000平方メートル以内のも  
のには9万円, 1,000平方メー  
トルを超え2,000平方メー  
トル以内のものにあっては12万円,  
2,000平方メートルを超え1万平  
方メートル以内のものにあっては  
28万円, 1万平方メートルを超え  
5万平方メートル以内のものにあ  
っては44万円, 5万平方メー  
トルを超えるものには80万円  
ア 申出省エネルギー建築物につ  
いて建築をする場合（イに掲げ  
る場合を除く。） 当該建築に  
係る部分の床面積  
イ 建築基準法第6条第1項の確

のもの以外の建築物の全てを  
含む。以下この号において「申  
出省エネルギー建築物」とい  
う。）の（ア）から（ウ）まで  
に掲げる算定に基づく床面積  
の合計が30平方メートル以内  
のものにあっては1万9,000  
円, 30平方メートルを超え100  
平方メートル以内のものにあ  
っては3万1,000円, 100平方メ  
ートルを超え200平方メー  
トル以内のものにあっては4万  
7,000円, 200平方メートルを超  
え500平方メートル以内のもの  
にあっては6万円, 500平方メ  
ートルを超え1,000平方メー  
トル以内のものにあっては9万  
円, 1,000平方メートルを超え  
2,000平方メートル以内のもの  
にあっては12万円, 2,000平方  
メートルを超え1万平方メー  
トル以内のものにあっては28  
万円, 1万平方メートルを超え  
5万平方メートル以内のもの  
にあっては44万円, 5万平方メ  
ートルを超えるものには80万円  
（ア） 申出省エネルギー建築

認を受けた申出省エネルギー建築物の性能向上計画の変更（同項の確認に係る部分に限る。）をして申出省エネルギー建築物について建築をする場合 当該性能向上計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 申出省エネルギー建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

物について建築をする場合（（イ）に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

（イ） 建築基準法第6条第1項の確認を受けた申出省エネルギー建築物の性能向上計画の変更（同項の確認に係る部分に限る。）をして申出省エネルギー建築物について建築をする場合 当該性能向上計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

（ウ） 申出省エネルギー建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

イ 性能向上計画が建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に定める基準（同項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3

号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの審査を必要とする場合においては、構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより行われたものであって1の申出省エネルギー建築物につき(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあっては12万1,000円を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあっては14万4,000円を、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては15万9,000円を、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあっては20万1,000円を、5万平方メートルを超えるものにあっては33万9,000円を、構造計算が同項第2号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたものであって1の申出省エネルギー建築物につき(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積が

1,000平方メートル以内のもの  
にあっては17万5,000円を,  
1,000平方メートルを超え2,000  
平方メートル以内のものにあっ  
ては22万6,000円を, 2,000平方  
メートルを超え1万平方メー  
トル以内のものにあっては26万円  
を, 1万平方メートルを超え5  
万平方メートル以内のものにあ  
っては34万円を, 5万平方メー  
トルを超えるものにあっては62  
万円をアに掲げる額に加算す  
る。

(ア) 申出省エネルギー建築物  
を建築する場合(大規模の修  
繕若しくは大規模の模様替を  
し,又は確認済証の交付を受  
けた建築物の計画の変更をす  
る場合を含む。) 当該構造  
計算が適合するかどうかの審  
査に係る部分の床面積

(イ) 1の申出省エネルギー建  
築物がエキスパンションジ  
ョイントその他の相互に応  
力を伝えない構造方法によ  
り他の部分と構造的に分離  
されている場合 それぞれ  
の部分ごとの床面積

(132の17) 建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

1件（建築物省エネルギー法第34条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。）につき、第132号の15の規定を準用して得られる額。この場合において同号の規定中「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(132の18) 建築物省エネルギー法第41条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部

(132の17) 建築物省エネルギー法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

1件（建築物省エネルギー法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。）につき、第132号の15の規定を準用して得られる額。この場合において同号の規定中「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「建築物省エネルギー法第31条第1項の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(132の18) 建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部

分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a 基準省令第1条第1項第1号に規定する基準による場合（bに掲げる場合を除く。）

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては30万円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の

分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万

ものにあつては82万3,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万5,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

b 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合

1件につき, 認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万3,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては11万9,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては15万8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万4,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては33万9,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の

5,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

b 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合

1件につき, 認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万3,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては15万8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万4,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては33万9,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万5,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満

ものにあつては41万5,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては48万2,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては64万4,000円

ものにあつては48万2,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては64万4,000円

c 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する方法による場合

(a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合（同号の非住宅建築物に係る増築等であつて、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得た数値が1.2以上である場合に限る。）

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じた a の額

(b) 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合（同号の非住宅建築物に係る増築等

であって、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得た数値が1.2以上である場合に限る。)

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じたbの額

(c) (a)及び(b)に掲げる場合以外の場合

非住宅部分の床面積の合計に応じたaの額

(イ) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては2万2,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万

(イ) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万

5,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万9,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

イ 申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a, b [略]

(イ) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき, 一戸建ての住

3,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万9,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

イ 申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a, b [略]

(イ) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき, 一戸建ての住

宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては6,900円，200平方メートル以上のものにあつては7,400円，共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積（基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては，当該住宅の共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円，300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては2万8,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては6万6,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては10万3,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万5,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものに

宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては6,900円，200平方メートル以上のものにあつては7,400円，共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積（基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては，当該住宅の共用部分の床面積を除く。）の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円，300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては2万8,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては6万6,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては10万3,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万5,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものに

あつては23万4,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては36万8,000円

ウ [略]

(132の18の2)～(158) [略]

第6条 第2条各号に規定する手数料は, それぞれ請求, 申請又は検査の際徴収する。ただし, 同条第37号の2, 第37号の3, 第47号及び第158号に規定する手数料 (同条第37号の2, 第37号の3及び第158号に規定する手数料にあつては, 健康局保健所食肉衛生検査所において徴収するものに限る。) については, 申請があつた日又は検査をした日の属する月の翌月の15日までに徴収する。

2～4 [略]

別表第1 (第3条関係)

種別	区分	手数料	
[略]	[略]	[略]	
3 家庭から排出される粗大ごみ	[略]	一般収集	10キログラム以下の1粗大ごみにつき300円
			20キログラム以下の1粗大ごみに

あつては23万4,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては36万8,000円

ウ [略]

(132の18の2)～(158) [略]

第6条 第2条各号に規定する手数料は, それぞれ請求, 申請又は検査の際徴収する。ただし, 同条第47号に規定する手数料については, 検査した日の属する月の翌月の15日までに徴収する。

2～4 [略]

別表第1 (第3条関係)

種別	区分	手数料
[略]	[略]	[略]
3 家庭から排出される粗大ごみ	[略]	10キログラム以下の1粗大ごみにつき300円
		20キログラム以下の1粗大ごみにつき600円

		つき600円			
		30キログラム以下の1粗大ごみにつき900円			30キログラム以下の1粗大ごみにつき900円
		30キログラムを超える1粗大ごみにつき1,200円			30キログラムを超える1粗大ごみにつき1,200円
	特 別 収 集	一般収集に係る手数料としてこの表(備考を含む。以下同じ。)に定める額(この表において規則で定めることとされる手数料の額)にあつては,当該規則で定める手数料の額)に600円を加えた額			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

1 [略]

2 一般収集とは、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第10条の2第2項に規定する所定の場所に排出された粗大ごみを収集することをいう。

3 特別収集とは、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第10条の2第2項に規定する所定の場所に粗大ごみを排出することが困難である世帯（次の各号のいずれにも該当しない者が属するものを除く。）に属する者の求めに応じ、その者の住居から粗大ごみを収集することをいう。

(1) 介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定を受けている者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第123号）第15条第1項の身体障害者手帳、市の判定機関において知的障害であると判定された者に対して交付される療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法

備考

1 [略]

<u>律（昭和25年法律第123号）第</u> <u>45条第1項の精神障害者保健</u> <u>福祉手帳の交付を受けている</u> <u>者</u> <u>(3) 前2号に掲げる者のほか，</u> <u>市長が特に必要があると認め</u> <u>る者</u> <u>4, 5</u> [略]	<u>2, 3</u> [略]
---	-----------------

第2条 神戸市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後				第2条による改正前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
種別	区分	手数料		種別	区分	手数料	
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
3 家庭 から排 出され る粗大 ごみ	[略]	一 般 収 集	[略]	3 家庭	[略]	一 般 収 集	[略]
			[略]				[略]
			[略]				[略]
			30キログラ ムを超える 1粗大ごみ につき1,200				30キログラ ムを超える 1粗大ごみ につき1,200

		円	
		30キログラムを超える粗大ごみに係る手数料によりがたい粗大ごみとして規則で定めるものの1粗大ごみにつき3,000円を上限として規則で定める額	
		特別収集	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

備考

- 1 家庭から排出される粗大ごみのうち規則で定める品目のもの（30キログラムを超える粗大ごみに係る手数料によりがたい粗大ごみとして規則で定めるものを除く。）に係る手数料の額は、当該品目の体積その他の事項を

		円	
		特別収集	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

備考

- 1 家庭から排出される粗大ごみのうち規則で定める品目のものに係る手数料の額は、当該品目の体積その他の事項を勘案して30キログラムを超えるものに係る手数料の額を上限として品目ごとに規則で定める。

<p>勘案して30キログラムを超えるものに係る手数料の額を上限として品目ごとに規則で定める。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>2～5 [略]</p>
---	----------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中神戸市手数料条例第2条第36号の改正規定、第37号の2及び第37号の3を加える改正規定並びに第6条の改正規定 令和3年6月1日
  - (2) 第2条の規定 令和3年7月1日

(経過措置)

- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができる者が附則第1項第1号に規定する施行の日以後に行う当該営業に相当する食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に基づく営業（同条第26号及び28号に掲げるものを除く。）の許可を受けようとする場合の許可の申請に対する審査については、第1条の規定による改正後の神戸市手数料条例第2条第1項第36号の当該営業の許可の有効期間満了に際し引き続き営業の許可を受けようとする場合の許可の申請に対する審査手数料として算出した額を当該審査に係る審査手数料として当該許可の申請をする者から徴収する。
- 3 第1条の規定による改正後の神戸市手数料条例別表第1 3の項の規定は、施行日以後に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けた粗大ごみに係る手数料について適用し、同日前に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けた粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の神戸市手数料条例別表第1 3の項の規定は、附則第1項第2号に規定する施行の日以後に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けた粗大ごみに係る手数料について適用し、同日前に市が収集、運搬及び

処分の申込みを受けた粗大ごみに係る手数料については，なお従前の例による。

#### 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改定等に伴い，条例を改正する必要があるため。